

補助金最大

60万円

補助率最大2/3



山口市の空き家バンク制度
で成約した空き家の改修費
の一部を補助します。

農山村エリアへの移住促進を目的として、山口市空き家バンク制度で成約した空き家の改修費の一部を補助します。対象地域は、農山村エリアのうち空き家バンク制度を実施している、仁保、秋穂二島、秋穂、徳地、阿東地域の5地域です。

補助の対象者は？

山口市空き家バンク制度において売買又は賃貸借契約した空き家の所有者のうち次の要件を全て満たす方が対象です。

- (1) 成約物件を改修した後、5年以上、居住又は入居者への賃貸借を継続する見込みであること。
- (2) 市税等の滞納のないこと。
- (3) 成約物件の改修に関して山口市が実施している他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 過去に本補助金の交付を受けていない、又は、申請後5年を経過していること。

補助対象となる要件は？

次に掲げる全ての要件を満たす場合が対象となります。

- (1) 改修は、市内に本店、支店等を置く法人、又は市内に住所を有する個人事業者が行うこと。
- (2) 補助対象となる空き家の改修費用が10万円以上であること。
- (3) 売買又は賃貸借契約が行われて6月以内かつ工事着手前に申請を行うこと。
- (4) 空き家の改修が当該年度末までに終了すること。



補助を受けられる金額は？

成約物件に入居する世帯の状況等により補助上限額及び補助率が異なります。

成約物件に入居する世帯及び物件の状況	補助率	補助金の上限額
① 入居者又はその配偶者が45歳未満の世帯、15歳未満の者がいる世帯が <u>居住物件</u> を改修	2/3	60万円
② 上記以外の世帯が <u>居住物件</u> を改修する場合	1/2	45万円
②' ②の対象者が、第一次産業に従事するにあたり、その従事に必要な <u>居住外物件</u> を改修する場合	1/2	15万円

対象となる改修工事は？

（居住物件の改修工事）

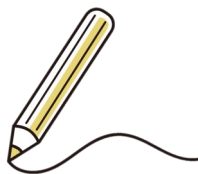
- ①屋根、外壁、軒天、雨樋の改修（塗装、コーキング等含む） ②床（畳含む）、内壁、天井材、建具（ドア、ふすま、障子等）の改修（張替、取替含む） ③ガラス、網戸、サッシ、雨戸の改修（取替、交換含む） ④浴室、ユニットバス、トイレ、洗面所の改修工事 ⑤給排水衛生設備の改修工事 ⑥スイッチ、コンセント、配線等の電気工事 ⑦井戸用ポンプ等の改修工事（新たにモーターを設置する場合を除く） ⑧耐震補強工事（シロアリ被害による機能回復等） ⑨システムキッチンの設置（IHクッキングヒーター、ガスコンロ、オーブン、食器洗浄機については、キッチン組み込みのものに限り対象） ⑩ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置（エコキュート等の高効率給湯器を含む） ⑪太陽熱利用機器の設置（自然循環型太陽熱温水器、ソーラーシステム（太陽光発電を除く）） ⑫床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置 ⑬間取り等の変更に伴う壁等の工事 ⑭サッシ、雨戸の設置 ⑮カウンター、棚の設置 ⑯火災報知機の設置 ⑰防犯カメラ等の防犯機能の付加又は強化のための設置 ⑱換気扇、換気空清機ロスナイの設置 ⑲床暖房設備、ペレットストーブの設置 ⑳玄関フード・サンルームの設置 ㉑バルコニーの設置 ㉒ウッドデッキ、パーゴラの設置（母屋に接するものに限る）

（居住外物件の改修工事）

- ①屋根、外壁、軒天、雨樋の改修（塗装、コーキング等含む） ②床（畳含む）、内壁、天井材、建具（ドア等）の改修（張替、取替含む） ③ガラス、網戸、サッシ、雨戸の改修（取替、交換含む） ④給排水衛生設備の改修工事 ⑤スイッチ、コンセント、配線等の電気工事 ⑥井戸用ポンプ等の改修工事（新たにモーターを設置する場合を除く） ⑦耐震補強工事（シロアリ被害による機能回復等） ⑧土間コンクリートの改修 ⑨200Vへの電圧変更のためのスイッチ、コンセント、配線等の電気工事 ⑩LED等への照明の交換、照度向上のためのカバー交換や天窓の設置 ⑪間取り等の変更に伴う壁等の工事 ⑫サッシ、雨戸の設置 ⑬換気扇、換気空清機ロスナイの設置 ⑭棚の設置 ⑮土間コンクリートの拡大 ⑯軒天の延長 ⑰給排水衛生設備の設置

申請時の提出書類

- ・ 山口市空き家バンク改修事業補助金交付申請書
- ・ 売買又は賃貸借契約書の写し
- ・ 改修工事設計図等
- ・ 改修工事箇所の写真（改修工事前）
- ・ 滞納の無いことの証明（山口市が発行するもの）
- ・ 山口市空き家バンク改修事業に係る再登録承諾書（賃貸借の場合のみ）
- ・ 第1次産業に就労している若しくは就労予定であることを証明するもの（就業証明書、事業計画書等）（該当する場合のみ）



様式は山口市公式ウェブサイトに掲載しています。

詳しくはコチラをご覧ください。



お問い合わせ先

山口市 農林水産部 農山村づくり推進課 移住定住担当

TEL：083-934-4646

メール：nousanson@city.yamaguchi.lg.jp

